縦覧用

犬山市農業委員会総会議事録

１．令和８年６月２６日午後２時００分犬山市役所２階２０５会議室に於いて犬山市農業委員会を招集した。

１．総会の議案は別紙農業委員会総会議案一覧表のとおりである。

１．当日の出席委員は次のとおりである。

１番	田中　幸子		２番	宮田　孝	
３番	小川　豊		４番	齋藤　ゆみ	欠席
５番	安田　勝明		６番	斉木　一吉	
７番	宮島　直也	欠席	８番	宮地　勝則	
９番	河村　修		１０番	田中　隆	

１．本日会議に出席した職員は次のとおりである。

事務局長	山崎　直人	次長	宮田　隆志
書記	中川　碧	書記	後藤　悠真

１．総会の顛末は次のとおりである。

１．午後２時００分、宮地会長が議長席につき、８名が出席につき会議は成立する旨を述べ開会を宣す。

次に議事録署名者２名の指名を行う。

５番	安田　勝明	６番	斉木　一吉

縦覧用

議長　　それでは議案一覧表に基づき、第２０号議案から第２２号議案を上程します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局　　説明を始めさせていただきます。

議案書１ページをご覧ください。第２０号議案、農地法第３条の規定による許可申請書許可決定についてです。

議案書２ページをご覧ください。番号１番。申請事由は営農規模拡大のためです。

【議案説明】

申請地は以前より譲受人が耕作管理しております。また、譲受人の耕作している土地の付近であり、今後申請地を耕作管理することで話がまとまったため本申請となりました。

譲受人は農業経験があります。また、耕作に必要な農業機械を所有して適切に管理しており、農業技術及び農業経験も十分な水準であり、許可相当であると見込まれます。

続いて番号２番。申請事由は自宅の付近で耕作管理を行うためです。

【議案説明】

借人は本申請地の付近に住んでおります。貸人は高齢で耕作管理が困難であるため、犬山市の農地バンクに本申請地を登録しておりました。そこで犬山市内の農地を探していた借人へあっせんを行い、今後借人が申請地の耕作管理を行うことで話がまとまったため本申請となりました。

本申請は、借人が犬山市で初めて農地の権利を取得するため、６月１８日に城東地区担当の農業委員、推進委員と事務局で面談を行いました。借人は、申請地で柿を育てること、ま

た、草刈りなどを定期的に行うことで、周囲に迷惑をかけないようにするなど、申請地の耕作、管理が可能なことを確認しております。

議案書の３ページをご覧ください。

番号３番。申請事由は自宅の付近で耕作管理を行うためです。

【議案説明】

譲渡人は相続で本申請地を取得しました。しかし、農業経験がなく耕作管理が困難です。そこで今後、譲受人が本申請地を耕作管理することで話がまとまったため本申請となりました。

譲受人は農業経験があります。また、耕作に必要な農業機械を所有して適切に管理しており、農業技術及び農業経験も十分な水準であり、許可相当であると見込まれます。

議案所の４ページをご覧ください。第２１号議案、農地法第５条の規定による許可申請書意見決定についてです。

議案書の５ページをご覧ください。番号１番。申請事由は太陽光発電施設用地が必要なためです。

【議案説明】

譲受人は、太陽光発電事業等を営む法人です。

犬山市内で日当たりが良く、傾斜の少ない土地を探していたところ、本申請地が条件を満たしており、耕作管理が困難な譲渡人と話がまとまりました。土地を有効活用し太陽光発電施設用地として利用するため本申請となりました。

こちらは以前より、所有者が申請地に資材等を置いており、農地としての適切な利用が出来ていなかったため、その旨の始

末書が添付されております。

地図資料の３２ページをご覧ください。境界にフェンスを設置し、雨水は自然浸透にて処理します。汚水排水はありません。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側１０番、ｴ-(ｱ)-a-(b)、駅、船舶発着所、インターチェンジ、県庁・市区町村役場（支所を含む）及びこれらの類似施設（バスターミナル）から概ね300ｍ以内の区域にある農地で、第３種農地に該当します。許可基準は右側の３６番、ｴ-(ｲ)、許可することができる、に該当します。

議案書の６ページをご覧ください。第２２号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画素案の意見決定についてです。

議案書の７ページから１０ページをご覧ください。今月の案件は、１０件です。

整理番号１番から４番については犬山地区、番号５番については城東地区、番号６番から８番及び番号１０番については羽黒地区、番号９番については楽田地区です。

議案の説明は以上です。

議長　　ただいま事務局から第２０号議案から第２２号議案までの説明がありました。これらについて質問とかご意見がある方、挙手をお願いいたします。

ご意見はなさそうなので、ここで地区審議に入らせていただきます。

１５分ぐらいということで、１４時２５分まで地区審議をお

願いします。

１４時１０分　地区審議

１４時２５分　　開議

議長　　それでは、総会を再開します。

農地法第３条の規定による許可申請書許可決定について意見の決定を求めます。

１番から２番について、城東地区お願いします。

安田委員　　５番の安田です。

１番から２番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長　　３番について、楽田地区お願いします。

河村委員　　９番の河村です。

３番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長　　ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第２０号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員　異議なしの声】

議長　　それでは本議案について可と決定しました。

続いて第２１号議案、農地法第５条の規定による許可申請書意見決定について意見を求めます。

１番について。城東地区お願いします。

安田委員　　５番の安田です。

１番について、地区審議の結果可と認めます。

議長　　ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第２１号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員　異議なしの声】

議長　　それでは本議案について可と決定しました。

続いて第２２号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画素案の意見決定について意見の決定を求めます。

１番から４番について、犬山地区お願いします。

宮田委員　　２番の宮田です。

１番から４番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長　　５番について、城東地区お願いします。

安田委員　　５番の安田です。

５番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長　　６番から８番及び１０番について、羽黒地区お願いします。

斉木委員　　６番の斉木です。

６番から８番及び１０番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長　　９番について、楽田地区お願いします。

河村委員　　９番の河村です。

９番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長　　ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第２２号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員　異議なしの声】

議長　　それでは本議案について可と決定しました。

続いて報告事項について事務局より報告してください。

事務局　　議案書の１１ページをご覧ください。第８号報告、農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出書受理についてです。

議案書の１１ページから１２ページをご覧ください。今月の報告は６件です。

議長　　ありがとうございました。

ただいまの報告について、ご質問などありますか。

議長　　何もないようですので、報告は終了しました。

これで本日予定しました案件は全て終了しました。

これをもって本日の議事は終わらせていただきます。長時間ありがとうございました。